

# **金銭・有価証券の預託、記帳及び振替に関する契約の説明書**

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする「契約締結前交付書面」です。)

この書面には、お客様が当社でのお取引口座ご開設後、有価証券の売買等に必要な金銭・有価証券の預託及び振替を行っていただく上での留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点は、お取引開始前にご確認ください。

- 当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の財産と分別して管理いたします。また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の財産と分別し、記帳及び振替を行います。

## **手数料など諸費用について**

- ・ 有価証券や金銭の当社お取引口座へのお預り（お振替によるお預り含む）については、料金を頂戴いたしません。
- ・ 当社のお取引口座から他の証券会社等のお取引口座への（株）証券保管振替機構等を通じた株式等（※）、公募非上場株式投資信託および国債（個人向け含む）のお振替によるお引き出しについては、1銘柄につき、1,100円（税込）の振替手数料（上限はありません）を頂戴いたします。（公開買付けに応募するため代理人である当社以外の証券会社等へお振替を行う場合を除く）
- ※ 出資証券、転換社債型新株予約権付社債（CB）、上場投資信託受益証券（ETF）、不動産投資信託証券（REIT）、指標連動証券（ETN）、上場新株予約権証券および外国証券等を含みます。
- ※ 外国証券のお振替によるお引き出しについては、お取扱いできない株式等がございますので、お振替をご依頼の際には、営業担当者までお問い合わせください。なお、お振替に応じられる際は、お振替に要する実費をお客様から頂戴する場合があります。

## **この契約は、クーリング・オフの対象とはなりません。**

- ・ この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6（書面による金融商品取引契約の解除条項）の規定の適用はありません。

## **金銭・有価証券等の預託、記帳及び振替に関する契約の概要**

当社では、お客様から有価証券の売買等に必要な金銭及び有価証券をお預りし、法令に従って当社の固有財産と分別して保管させていただきます。

また、券面が発行されない有価証券について、法令に従って当社の固有財産と分別して記帳及び振替を行います。

## **当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要等**

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第1項の規定に基づく第一種金融商品取引業に規定する行為です。

当社では、証券総合取引口座を設定（契約の締結）していただいた上で、有価証券の売買等の注文を受付けております。

## **この契約の終了事由**

当社の総合取引約款に掲げる事由に該当した場合（主なものは次のとおりです）は、この契約は解約されます。

- ・ お客様から解約の申し出があった場合
- ・ この契約の対象となる財産の残高がないまま、相当の期間を経過した場合
- ・ お客様が口座開設時にした確約に関して虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申し出たとき
- ・ やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合

## 当社の概要・連絡先

商 号 等	リテラ・クレア証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第199号
本店所在地	〒104-0031 東京都中央区京橋1-2-1 大和八重洲ビル3階
加入協会	日本証券業協会
指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）
資 本 金	37億94百万円
主 な 事 業	金融商品取引業
設 立 年 月	昭和22年12月
連 絡 先	お取引のある下記営業店の責任者もしくは本社コンプライアンス部（連絡先：03-6385-0650）まで直接ご連絡ください。

### <当社の営業店舗>

本 店	：東京都中央区京橋1-2-1	TEL：03-6385-0611
大 阪 支 店	：大阪府大阪市北区曽根崎新地1-4-12	TEL：06-6451-3101
姫 路 支 店	：兵庫県姫路市駅前町330	TEL：079-223-3361
豊 岡 支 店	：兵庫県豊岡市元町1-6	TEL：0796-22-4355
敦 賀 支 店	：福井県敦賀市呉竹町2-8-20-1	TEL：0770-23-7111
上 尾 支 店	：埼玉県上尾市仲町1-7-26	TEL：048-774-1211

### <金融ADR制度のご案内>

金融ADR制度とは、お客様と金融機関との紛争・トラブルについて、裁判手続き以外の方法で簡易・迅速な解決を目指す制度です。金融商品取引業等業務に関する苦情及び紛争・トラブルの解決措置として、以下の指定紛争解決機関をご利用できます。（公的な第三者機関であり、当社の関連法人ではありません。）

指定紛争解決機関：特定非営利活動法人 証券・金融あっせん相談センター（FINMAC）  
フリーダイヤル：0120-64-5005（受付時間：9時～17時 土日祝日を除く）

以 上  
【2021年10月】